



令和 4 年 7 月 4 日
4 教 総 第 3 9 号

教 育 長

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第13条第 2 項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。

記

第 1 教育長職務代理者 西 淵 茂 男

第 2 教育長職務代理者 船 津 静 代

以上